

令和7年7月18日
文部科学省
総合政策教育局生涯学習推進課

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する 政令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について、令和7年4月25日から令和7年5月25日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計4件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 専修学校の質の向上と運営等について	専修学校について多様で柔軟な教育を可能とする仕組みとすべき。また教職員の研修制度の充実と、キャリアパスの明確化を進めるべき。さらに、教員の専門職としての地位向上と、職業的魅力的増大を図るべき。	専修学校制度は、他の学校種と比べて柔軟な運営や教育課程の編成等が可能となっており、また、各学校において教職員の研修などによる資質能力の向上などに取り組み、魅力的な学校となるように御対応いただいているものと承知しています。
	専修学校が適正に運営なされているか、確認する主体を明確にすべき。確認作業を担う機関や人員をどのような基準で選ぶのか明示すべき。	私立の専修学校については、所轄庁である都道府県が法令に基づき必要な対応を行うこととなっております。
	専修学校の入学者の質の確保、学生等の人数を分野別に必要以上に増やすべきではない。	御意見として頂戴しました。
2. その他	外国人学生への支援の在り方を検討すべきではないか。新設した専攻科に関し、外国人留学生の受け入れについては上限を設けるべきではないか。	御意見として頂戴しました。